

「職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視 －職業訓練を中心として－」の勧告に対する改善措置状況

【勧告先】厚生労働省 【勧告日】平成28年2月2日
【回答日】平成28年10月11日

1. 公的職業訓練の効果的な実施の推進

主な勧告（調査結果）

介護系分野（訓練の積極的な実施を目指すべきだが、受講者が集まりにくい分野）

【勧告】公的職業訓練の周知・誘導等の積極的な実施

民間教育訓練機関等^(注1)による説明会を未実施など、周知・誘導等が不十分

（調査した21都道府県労働局の33公共職業安定所（以下「安定所」という。）中、25安定所において、委託訓練を行う民間教育訓練機関等による訓練コース説明会を開催していない など

(注1) 都道府県から委託され、又は厚生労働大臣の認定を受け、職業訓練を行う民間の専修学校、大学、NPO、事業主(事業主団体)など。なお、民間教育訓練機関等が、都道府県から委託されて行う職業訓練を「委託訓練」という。

情報系分野（地域の求人ニーズは高いものの就職実績が上がっていないものがみられる訓練分野）

【勧告】地域訓練協議会^(注2)が中心となった原因の把握・分析、訓練内容等の見直しの実施

地域において就職率が低くなっていることの原因分析が不十分

（情報処理・通信技術者の有効求人倍率が2.0倍以上と高水準であるにもかかわらず、情報系分野の就職率が60%を下回る地域あり（3労働局）

(注2) 地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した職業訓練の実施分野及び規模の設定等について有識者等が企画・検討を行う場として、都道府県ごとに開催されるもの

主な改善措置状況

- 各労働局に対して通知を発出し、訓練実施機関による説明会及び安定所職員の施設見学会の積極的な開催を指示

- 上記通知を受け、**積極的な開催例あり**

（浦和安定所（埼玉労働局）では、平成28年度から介護職の希望者を対象に、介護系訓練実施機関のみを集めた「介護職訓練説明会」を開始

- 「第10次職業能力開発基本計画」（平成28年4月28日策定）に地域訓練協議会における訓練実績の把握・分析の的確な実施を明記

- 地域訓練協議会設置要綱等を改正

→ 実績が低調な訓練分野の原因について、地域訓練協議会を活用して把握・分析することに

- 改正後、**地域訓練協議会の活用例あり**

（広島労働局では、地域訓練協議会において、事業主に対し、求職者に求める知識・能力に関するアンケート調査を実施。今後、訓練内容について必要な見直しを検討

2. 公共職業安定所における開講前中止の訓練申込者に対する支援の徹底

主な勧告（調査結果）

【勧告】開講前中止の訓練申込者に対する助言、援助等の取組の徹底

調査結果

訓練コースが開講前に中止され、希望のコースを受講できない申込者に対し、安定所における早期の就職の実現に向けた取組が不十分

〔開講前に中止となった訓練コースの申込者に対して、支援のための来所勧奨等を行っていない例 など〕

⇒ 安定所によっては、開講前に中止となった訓練コース申込者の早期の就職の実現に向け、積極的な支援を行っている例あり



主な改善措置状況

- 各労働局に対して通知を発出し、開講前中止の訓練申込者に対する助言、援助等の取組の徹底を指示
- 全国会議で収集した好事例(※)を参考に、安定所における**助言・援助等の取組について各労働局が定期的に点検するような仕組みを平成28年度中に構築予定**

※〔長野労働局では、開講前に中止となった訓練コースに係る要因分析や申込者への対応を安定所から労働局へ報告させる取組（労働局による一元管理）を実施〕

3. 育児中の女性等が受講しやすい訓練環境の整備の推進

主な勧告（調査結果）

【勧告】求職者支援訓練(注)における託児サービス付き訓練及び短時間訓練に関するニーズの把握・導入の検討

調査結果

求職者支援訓練には託児サービス付き訓練及び短時間訓練が導入されておらず、子どもを持つ求職者が受講を断念する例あり

〔訓練の終了時間が遅く、小学校低学年の子どもの帰宅や、保育所への迎えに間に合わず、受講を断念した例 など〕

⇒ 委託訓練では、託児サービス付き訓練及び短時間訓練を実施しており、利用が拡大

(注) 求職者支援法に基づき、雇用保険の失業等給付を受給できない者等に対して行う職業訓練



主な改善措置状況

- **求職者支援法施行規則の一部を改正**（平成28年4月1日公布。同年10月1日施行）
→ 求職者支援訓練でも、託児サービス付き訓練及び短時間訓練の実施が可能に

〔育児中の者等に対する求職者支援訓練については、1日の訓練時間を4時間に設定可 など〕

職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－ の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成26年8月～28年2月
- 2 対象機関 調査対象機関：厚生労働省
関連調査等対象機関：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県（21）、民間教育訓練機関（51）、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成28年2月2日 厚生労働省

【回答年月日】 平成28年10月11日

【調査の背景事情】

- 産業構造の変化、技術の進歩、少子高齢化など経済社会情勢が変化する中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させるなど、労働者に対する適切な職業能力開発の実施が必要
- 労働力人口の減少が見込まれる中、総務省の平成26年労働力調査年報によれば、長期失業者（89万人）、出産・育児を理由に求職していない女性の就業希望者（101万人）、若年無業者（56万人）等の職業能力の習得や就業の促進が課題となっており、就業経験や能力等が多様な者への対応も重要
- 厚生労働省の一般職業紹介状況の有効求人倍率をみると、様々な職場で人手不足が生じている反面、多くの求職者が希望する職業で就職困難な状況となっているなど、一部に労働力需給のミスマッチが発生
- 厚生労働省は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、職業能力開発の基本的施策について、「第9次職業能力開発基本計画」（対象期間は平成23年度から27年度まで）を策定し、成長が見込まれる分野の人材育成と雇用のセーフティネットとしての能力開発の強化等を推進。求職者の早期の安定した就職の促進に向け、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するため、求職者に対して知識の付与や実習による技能の習得などを行う職業訓練の機会の提供が重要
- 現在、求職者に対する職業訓練としては、主に公共職業訓練の離職者訓練（平成26年度約13.4万人が受講）と求職者支援訓練（同約5.5万人が受講）が存在。離職者訓練は、施設内訓練（同約4.0万人が受講）と委託訓練（同約9.4万人が受講）に区分。施設内訓練は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県等の公的機関が自ら訓練を実施しているが、委託訓練及び求職者支援訓練は、民間教育訓練機関等に訓練を実施させており、両訓練の受講者数の合計が約14.9万人と、求職者に対する職業訓練の受講者数（約18.9万人）の約8割を民間教育訓練機関等が占めており、民間教育訓練機関等の有する教育訓練資源を最大限に活用することが重要
- この行政評価・監視は、成長が見込まれる分野の人材育成と雇用のセーフティネットの強化に向け、職業訓練の効果的な実施を図る観点から、職業訓練の設定、実施の状況等を調査

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>1 公的職業訓練の効果的な実施の推進 (勸告要旨)</p> <p>厚生労働省は、民間教育訓練機関等を活用した多様な訓練機会の提供を通じた求職者の早期の安定した就職の実現を促進する観点から、地域における公的職業訓練の総合的な訓練計画の策定及び実施に当たって、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 介護系分野など地域の求人ニーズ及び就職率の高い訓練分野に重点を置いて、都道府県労働局、安定所等における求職者に対する公的職業訓練の周知や誘導等をより積極的に実施すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 求職者を対象とした職業訓練については、現在、主として離職者訓練及び求職者支援訓練(注1)に区分。また、離職者訓練は、施設内訓練(注2)と委託訓練(注3)に区分</p> <p>(注1) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)(以下「求職者支援法」という。)に基づき、雇用保険の失業等給付を受給できない者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると公共職業安定所長が認める者(以下「特定求職者」という。)に対して行う職業訓練をいう。</p> <p>(注2) 国及び都道府県が設置・運営する、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校において行われる職業訓練をいう。</p> <p>(注3) 都道府県から職業訓練の実施を委託された、民間の専修学校、各種学校、大学、大学院、NPO及び事業主(事業主団体)(以下「民間教育訓練機関等」と総称する。)において行われる職業訓練をいう。</p> <p>○ 職業訓練の実施に当たり、求職者が離職者訓練又は求職者支援訓練を受講するまでの主な流れは、以下のとおり。</p> <p>①求職者が公共職業安定所(以下「安定所」という。)に求職の申込み → ②安定所が職業相談を通じて求職者の訓練の必要性を判断 → ③求職者が安定所を經由して訓練実施機関に受講申込 → ④訓練実施機関が訓練の受講希望者を選考 → ⑤安定所が合格者に受講をあっせん(注)</p> <p>(注) 離職者訓練又は求職者支援訓練の受講に当たって、当該職業訓練の受講が適</p>	<p>→ 当該勸告を受け、都道府県労働局職業安定部長宛てに、「「職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－の結果(勸告)」を踏まえた公的職業訓練の効果的な実施について」(平成28年2月2日付け職訓発0202第1号・能訓発0202第1号厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室長・職業能力開発局能力開発課訓練企画室長通知)を發出して、介護系分野を含めた地域の求人ニーズ及び就職率の高い訓練分野への周知・誘導等に取り組むため、訓練実施機関による訓練コース説明会及び安定所職員の施設見学会の積極的な開催を進めている。</p> <p>また、平成28年2月5日の全国職業安定部長等会議において、勸告内容の徹底を指示し、同年5月31日から6月1日にかけて全国地方訓練受講者支援課室長会議を開催し、各都道府県労働局における取組状況の報告を受けるとともに、意見交換を行った。</p> <p>意見交換の中では、全ての都道府県労働局において、訓練実施機関による訓練コース説明会や都道府県労働局又は安定所が主催する職員等の施設見学会、訓練実施機関との意見交換等を積極的に行っている事例が確認され、具体例は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉労働局では、県下の安定所において、訓練コース説明会を積極的に開催(平成26年度 計302回、平成27年度 計320回)しているほか、その他の都道府県労働局では、安定所で月1回程度の定期開催を行っている事例が多く確認された。 栃木労働局では、訓練コース説明会の実施要領及び年間計画を作成し、県内4地域で毎月実施する仕組みとしており、参加者の97%から訓練選択の役に立ったと評価されている事例が確認された。 茨城労働局では、訓練コース説明会の開催に加え、介護施設見学会を実施して、参加者から訓練受講の希望が高まったと評価されている事例が確認された。また、訓練コースごとの担当者を決めて、介護分野を含

勸 告 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>職に就かせるために必要であると認められた者であること等の基準を満たす場合に、公共職業安定所長が離職者訓練の主な受講者である雇用保険受給者に対して受講指示又は受講推薦を、求職者支援訓練の主な受講者である特定求職者に対して支援指示を行うことをいう。</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 介護系分野は、地域の求人ニーズが高く、総じて就職率が高い分野。このような分野については、訓練のより積極的な実施を目指すべきだが、受講者が集まりにくい状況</p> <p>→ 求職者に対して公的職業訓練の周知を適切に行うとともに、積極的な訓練への誘導や、適切な受講あっせんを行うことが重要</p> <p>○ しかし、周知・誘導等が不十分な実態あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査した 21 都道府県労働局の 33 安定所の中には、平成 25 年度において、i) 委託訓練を行う民間教育訓練機関等による訓練コース説明会を開催していないもの (25 安定所)、ii) 求職者支援訓練を行う民間教育訓練機関等による訓練コース説明会を開催していないもの (15 安定所)、iii) 安定所職員向けの訓練施設の見学会について、民間教育訓練機関等の訓練施設を対象とした見学会を実施していないもの (22 安定所) あり <p>(勧告要旨)</p> <p>② 医療事務系分野など就職率は向上してきているものの地域の求人ニーズが必ずしも十分に把握できていない訓練分野については、当該分野に係る地域の求人ニーズをよりの確に把握できるよう、地域訓練</p>	<p>め訓練内容について専門性の高い職員の育成に努めている事例が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 広島労働局では、求職者支援訓練の主な対象者層である女性や 45 歳未満の若者の利用が多いわかものハローワーク及びマザーズハローワークにおいても、訓練コース説明会を定期的に開催している事例が確認された。 浦和安定所（埼玉労働局）では、平成 28 年度から、介護職の希望者に対して、介護系訓練実施機関のみを集めた「介護職訓練説明会」を開始した事例が確認された。 前橋安定所（群馬労働局）、新潟安定所（新潟労働局）及び福井安定所（福井労働局）では、安定所内で福祉分野の職業紹介等を専門に担当する「福祉人材コーナー」と連携して、介護職の希望者を対象とした「介護セミナー」で訓練実施機関から訓練説明を行う取組が確認された。 鳥取安定所（鳥取労働局）及び五島安定所（長崎労働局）では、介護分野の訓練コース説明会において、訓練の一部（車いすや介護ベッドによる介護等）を体験できる「体験会」を開催している事例が確認された。 <p>現状は、雇用情勢の改善を反映して、訓練全体の受講者数の減少傾向が続いて、全体的に訓練コースの充足率が減少しており、明確な効果は見られないが、説明会参加者は、訓練制度等への理解が深まり、訓練受講に前向きになっている傾向が見られるほか、特に施設見学を行うことで、訓練設備、カリキュラム、訓練場所等を具体的に把握でき、受講後の中途退校の防止につながるような、受講意欲の向上が見られるため、今後も効果的な周知・誘導等に努めていきたい。</p> <p>→ 「「地域訓練協議会の設置・運営について」の一部を改正する件について」（平成 28 年 4 月 12 日付け職発 0412 第 1 号・能発 0412 第 2 号厚生労働省職業安定局長・職業能力開発局長通知）により、地域訓練協議会設置</p>

勸 告 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="235 209 1104 284">協議会を活用しつつ、効果的な把握手法を検討し、都道府県労働局等における取組の徹底を図ること。</p> <p data-bbox="197 300 273 323">(説明)</p> <p data-bbox="181 339 398 363"><制度の概要等></p> <p data-bbox="181 384 1104 584">○ 「地域訓練協議会」は、地域における求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練を実施するに当たり、地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模に係る目標を確認するとともに、その達成に向け、訓練実施機関の開拓等に地域の関係者が連携して取り組むための検討の場として、都道府県ごとに開催されるもの(注)</p> <p data-bbox="224 592 1104 683">(注) 構成員は、有識者(人事労務分野に係る大学教授など)のほか、産業界(都道府県経営者協会、都道府県中小企業団体中央会、商工会議所等)、都道府県、都道府県労働局等の関係者。事務局は各都道府県労働局職業安定部。</p> <p data-bbox="181 695 1104 850">○ 厚生労働省は、平成26年9月に都道府県、都道府県労働局等に対し、通知(注)を発出し、公的職業訓練の効果的な実施のための関係機関の更なる連携強化を図るため、地域訓練協議会等の合議体の更なる活用を推進</p> <p data-bbox="224 858 1104 949">(注) 「公的職業訓練の効果的な実施のための関係機関の更なる連携強化について」(平成26年9月29日付け職訓発0929第1号・能能発0929第1号厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室長、職業能力開発局能力開発課長通知)</p> <p data-bbox="181 1007 427 1031"><調査結果の概要></p> <p data-bbox="181 1046 1104 1121">○ 医療事務系分野は、現状では、就職率が高いとはいえないものの、就職率は総じて向上してきている分野</p> <p data-bbox="181 1134 1104 1249">○ 一方、全国の「医療事務員」の有効求人倍率については、平成24年度で0.37倍、25年度で0.44倍、26年度で0.56倍と高くはないが、当省の調査において、潜在的な求人ニーズに関する意見あり</p> <p data-bbox="215 1262 1104 1337">i) 医療事務系分野の訓練コース修了者の就職率は高いので、求人ニーズも高い(民間教育訓練機関等)</p> <p data-bbox="215 1350 1104 1425">ii) 医療事務従事者を雇用する際に、安定所を介さずに民間事業者による人材派遣や業務請負で人材を確保する場合もある(医療機関)</p>	<p data-bbox="1167 209 2087 323">要綱及び地域訓練協議会業務取扱要領を改正し、求人ニーズを始めとした訓練ニーズの的確な把握手法等について、地域訓練協議会のワーキングチームを活用して検討することとした。</p> <p data-bbox="1167 336 2087 967">平成28年2月2日に、地域訓練協議会において、有効求人倍率に反映されない求人ニーズにも留意しつつ、より効果的な求人ニーズの把握手法を検討し、その検討結果に基づき、取組の徹底を図ることを内容とする「職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－の結果(勧告)」を踏まえた公的職業訓練の効果的な実施について」を各都道府県労働局職業安定部長宛てに発出し、あわせて、同年4月28日の全国職業安定課長会議及び同年6月1日の全国地方訓練受講者支援課室長会議において、当該内容の徹底を指導した。また、平成28年2月25日に、上記の通知を踏まえた地域訓練協議会の活用状況を同年6月10日までに報告することを内容とする「総務省勧告に係る改善措置状況のフォローアップの準備について」(平成28年2月25日付け厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室長・職業能力開発局能力開発課訓練企画室長事務連絡)を各都道府県労働局職業安定部長宛てに発出し、あわせて、同年5月31日の全国地方訓練受講者支援課室長会議分科会において、当該内容の現状を聴取した。</p> <p data-bbox="1167 979 2087 1222">その結果、全ての都道府県労働局において、管内の経済団体を訪問し、会員企業における人手不足の動向についてヒアリングするほか、管内の地方公共団体から地域の事業所の人手不足の動向、地方公共団体として産業振興を図ろうとしている分野及び企業誘致の動向について意見交換を行うなど地域における求人ニーズの把握のための取組を行っている事例が確認され、具体例は次のとおりである。</p> <ul data-bbox="1167 1235 2087 1437" style="list-style-type: none"> 岡山労働局においては、医療事務系分野における地域の求人ニーズを把握するため、平成28年3月から管内で民間事業者が発行している求人情報誌を毎月確認し、安定所が受理していない求人ニーズを把握している。 徳島労働局においては、地域訓練協議会に参加する医療事務の請負事

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>→ まずは、地域の求人ニーズを的確に把握することが必要。そのためには、安定所が把握している求人状況のみでは必ずしも十分ではないと考えられ、有効求人倍率では捉えきれない潜在的な求人ニーズに関する様々な情報をより幅広く収集するための工夫が求められる</p> <p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 情報系分野など地域の求人ニーズは高いものの就職実績が上がっていないのがみられる訓練分野については、地域訓練協議会が中心となって、その原因の把握・分析を的確に行い、その結果に基づき、訓練内容等の見直しなど適切な措置を講ずること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省では、求職者支援法第3条第1項に基づき、毎年度、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条第一項の規定に基づく計画」(全国職業訓練実施計画)を策定 ○ 平成27年度における全国職業訓練実施計画においては、求職者支援訓練における就職率(雇用保険適用就職率)に係る目標として、実践コース(注)で60%を目指すと明記(26年度も同じ。) <p>(注) 基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練をいう。</p> <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報系分野については、有効求人倍率(情報処理・通信技術者)及び雇用保険適用就職率(注)とも地域間較差が著しい <p>(注) 訓練修了者及び就職を理由に中途退校した者のうち、就職に伴い雇用保険の一般被保険者又は雇用保険適用事業主となった者の割合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21都道府県における有効求人倍率(情報処理・通信技術者)の推移： 平成24年度…最高2.89倍で最低0.23倍、25年度…最高3.32倍で最低0.30倍、26年度…最高3.57倍で最低0.41倍 	<p>業者に対し、地域の求人状況等についてヒアリングを行うこととしている。</p> <p>なお、平成28年4月28日に策定した「第10次職業能力開発基本計画～生産性向上に向けた人材育成戦略～」において、「地域訓練協議会において、より効果的なニーズの把握手法の検討」を行うことを規定した。</p> <p>→ 「「地域訓練協議会の設置・運営について」の一部を改正する件について」により、地域訓練協議会設置要綱及び地域訓練協議会業務取扱要領を改正し、就職率等の実績が低調な訓練分野の原因の把握・分析等について、地域訓練協議会のワーキングチームを活用して検討することとした。</p> <p>平成28年2月2日に、地域訓練協議会において、勸告で指摘を受けている就職実績のみならず、定員充足率や開講中止率にも着目し、原因の把握・分析及び改善策の検討に取り組むことを内容とする「「職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－の結果(勸告)」を踏まえた公的職業訓練の効果的な実施について」を各都道府県労働局職業安定部長宛てに発出し、あわせて、同年4月28日の全国職業安定課長会議及び同年6月1日の全国地方訓練受講者支援課室長会議において、当該内容の徹底を指導した。また、平成28年2月25日に、上記の通知を踏まえた地域訓練協議会の活用状況を同年6月10日までに報告することを内容とする「総務省勸告に係る改善措置状況のフォローアップの準備について」を各都道府県労働局職業安定部長宛てに発出し、あわせて、同年5月31日の全国地方訓練受講者支援課室長会議分科会において、当該内容の現状を聴取した。</p> <p>その結果、次のような事例が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知労働局においては、求人ニーズは高いものの就職実績が上がっていない情報系分野の訓練コースを対象に、安定所及び訓練実施機関双方から、就職支援の連携状況についてヒアリングを実施し、就職支援に関

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 21 都道府県労働局における情報系分野の受講者の雇用保険適用就職率の推移:平成24年度…最高100%で最低18.2%、25年度…最高80.0%で最低22.2%、26年度…最高75.0%で最低30.0% ○ 地域によっては、有効求人倍率（情報処理・通信技術者）が2.0倍以上と高水準であるにもかかわらず、雇用保険適用就職率が60%未満にとどまっているものあり → 地域における情報系分野に係る求人ニーズに応じた訓練が実施できていないことが一因ではないかとも考えられる <p>2 公共職業安定所における開講前中止の訓練申込者に対する支援の徹底（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>厚生労働省は、求職者の就職可能性を高める観点から、公的職業訓練の訓練コースが開講前に中止となった受講申込者に対して、できる限り早期に他の訓練が受講できるよう、中止が決定した直後に安定所から電話連絡するなど、公的職業訓練の受講を必要とする者への助言、援助等の取組の徹底を図る必要がある。</p> </div> <p>（説明）</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 離職者訓練のうち、施設内訓練では、訓練コースの受講申込者がいる場合は原則開講。一方、委託訓練では、都道府県ごとに訓練コースの受 	<p>する課題について把握を行っているところであり、その結果を踏まえ、地域訓練協議会を活用し、求人事業主が求める知識・技能を踏まえたカリキュラムの改善に向けた取組を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島労働局においては、地元の地方公共団体の意向を踏まえ、地域訓練協議会において、販売事務分野を対象に求人事業主から求職者に求める知識・能力に関するアンケート調査を実施し、現在、実施している訓練内容の課題について把握を行っており、その結果を踏まえ、訓練内容について、必要な見直しの措置を講ずることとしている。 ・ 宮城労働局及び福岡労働局においては、採用の際に重視するポイント等を把握するため、求人事業主を対象にアンケート調査を実施しており、その結果を踏まえ、地域訓練協議会を活用し、訓練内容の点検等を行い、必要な見直しの措置を講ずることとしている。 <p>なお、平成28年4月28日に策定した「第10次職業能力開発基本計画～生産性向上に向けた人材育成戦略～」において、「地域訓練協議会において、（中略）地域における訓練実績の把握・分析を的確に行う」ことを規定した。</p> <p>→ 既に、「公的職業訓練の適切な受講あっせんの推進について」（平成27年9月30日付け職訓発0930第1号・能発0930第2号厚生労働省職業安定局訓練受講者支援室長・職業能力開発局能力開発課長通知）により、開講前中止になった訓練コース（以下「中止コース」という。）の受講申込者に対する対応の徹底を指示しているところ、当該勧告を受け、都道府県労働局職業安定部長宛てに、「「職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－の結果（勧告）」を踏まえた公的職業訓練の効果的な実施について」を発出し、改めて中止コースの受講申込者に対する助言、援助等の取組の徹底を図った。</p>

勸 告 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>講申込者数の状況に応じて開講前に中止することができる条件(注)あり (注) 訓練を委託する都道府県の仕様書の内容によって開講前に中止できる条件は異なる。</p> <p>また、求職者支援訓練では、求職者支援制度業務取扱要領(注)において、訓練コースの受講申込者が定員の半数に満たない場合には、開講前に中止することが可能と規定 (注) 「求職者支援制度の実施について」(平成23年9月1日付け職発0901第4号・能発0901第5号厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長通知)の別添。</p> <p>○ 離職者訓練のうち施設内訓練において、訓練コースが開講前に中止となった際の受講申込者への支援等は、安定所ごとの判断に委ねられている 一方、求職者支援訓練については、求職者支援制度業務取扱要領において、訓練実施機関から訓練コースの中止の連絡を受けた安定所は、他の訓練コースの情報を提供するなど就職の実現に向けた助言、援助を行うことが求められている</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 調査した21都道府県で民間教育訓練機関等が実施した委託訓練では、3,048コースのうち193コース(6.3%)が開講前に中止(平成25年度) → 625人の受講申込者が希望した訓練コースを受講できず</p> <p>○ 調査した21都道府県労働局管内で認定を受け、民間教育訓練機関等が実施した求職者支援訓練では、基礎コースで1,334コースのうち257コース(19.3%)、実践コースで3,076コースのうち664コース(21.6%)が開講前に中止(平成25年度) → 計2,932人の受講申込者が希望した訓練コースを受講できず</p> <p>○ 安定所の中には、開講前に中止となった訓練コースの受講申込者の早期の就職の実現に向け、積極的な支援を行っている例あり</p> <p>○ 一方、訓練中止後に受講申込者が来所したときのみの対応にとどまっているものが離職者訓練では1安定所(高松)、求職者支援訓練では3安</p>	<p>また、平成28年2月5日の全国職業安定部長等会議において、勧告内容の徹底を指示し、同年5月31日から6月1日にかけて全国地方訓練受講者支援課室長会議を開催し、各都道府県労働局における取組状況の報告を受けるとともに、意見交換を行った。</p> <p>意見交換の中で把握した内容として、長野労働局では、中止コースに係る要因分析や申込者への対応を安定所から同労働局へ報告させる取組を行っており、中止コースの対応を都道府県労働局が一元管理している好事例が確認された。</p> <p>現状は、本省からの指示を踏まえ、各都道府県労働局においても文書指示又は安定所長等を集めた会議での指示により、全ての安定所において取組の徹底に取り組んでいる。今後は、継続的に中止コースの受講申込者に対する助言、援助等の取組の徹底が図られるよう、全国地方訓練受講者支援課室長会議において収集した好事例も参考としつつ、毎年度(上半期)、安定所における職業訓練関係業務の定期的な点検を各都道府県労働局が実施するよう指示内容を検討しているところである(平成28年度内に通知発出予定)。</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>定所（草津、高松、鳥栖）あり</p> <p>○ 募集中の訓練コース情報などを提供し、来所勧奨等を実施することとしている安定所が、当該取組を行っていない安定所に比べ、他の訓練を受講又は訓練をせずに安定所経由で就職した者の割合が高い状況あり</p> <p>3 育児中の女性等が受講しやすい訓練環境の整備の推進 (勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、育児中の女性等が職業訓練を受講しやすい環境の整備を図る観点から、求職者支援訓練における託児サービス付き訓練や短時間訓練について、求職者支援訓練におけるニーズの把握を行い、その結果及び委託訓練における利用動向を踏まえつつ、導入を検討する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 離職者訓練のうち委託訓練については、訓練の受講によって就学前の児童を保育することができない者に対する訓練期間中に託児サービスを提供する訓練（以下「託児サービス付き訓練」という。）及び短時間訓練あり</p> <p>一方、離職者訓練のうち施設内訓練については、平成 27 年度から託児サービスの提供が可能（短時間訓練の実施も可能）</p> <p>○ 「求職者支援制度利用者調査－訓練前調査・訓練後調査・追跡調査の結果より」（平成 27 年 2 月 24 日第 13 回中央訓練協議会資料）によると、求職者支援訓練の女性受講者の約半数は子供がいるとされている</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 求職者支援訓練では、託児サービス付き訓練を実施する訓練実施機関に対して、託児サービスに係る経費を国が支給する制度がなく、短時間訓練についても、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省令第 93 号）第 2 条によって 1</p>	<p>→ 平成 27 年 9 月 8 日、10 月 22 日及び 11 月 26 日の 3 回にわたり、労働政策審議会職業能力開発分科会において求職者支援制度の今後のあり方について審議し、同年 11 月 26 日に提出された「求職者支援制度の今後のあり方について（職業能力開発分科会報告書）」において、「育児中の女性等が訓練を受講しやすくなるよう、現行の公共職業訓練と同様に、求職者支援訓練にも、託児サービス支援付き訓練コースや、短時間の訓練コース（1 日 4 時間以上）の設定を推進していくべきである。」とされた。</p> <p>これを受け、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正（平成 28 年 4 月 1 日公布、同年 10 月 1 日施行）し、求職者支援訓練で託児サービス付き訓練コースや短時間の訓練コースの設定を可能とした。</p> <p>なお、平成 28 年 4 月 28 日に策定した「第 10 次職業能力開発基本計画～生産性向上に向けた人材育成戦略～」において、「子育て中の女性の再就職が円滑に進むよう、公的職業訓練において、育児等と両立しやすい短時間の訓練コースの設定や訓練受講の際の託児支援サービスの提供等を推進する。」ことを規定した。</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>日当たりの訓練時間は原則として 5 時間以上 6 時間以下と規定されていることから、制度上実施することができない状況○ 求職者支援訓練では、33 安定所のうち 4 安定所において、子供の預け先がないこと等から訓練の受講を断念する例あり</p> <p>○ 求職者支援訓練について、訓練時間が 5 時間以上の訓練では、訓練の終了時間が遅くなってしまうため、i) 小学校低学年の子供の帰宅までに間に合わないとして受講を断念した例や、ii) 保育所への迎えの時間に間に合わないとして受講を断念した例あり</p>	